

## 第45回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 平成25年11月22日(水) 午後1時05分から午後5時05分まで

(2) 場所 杉妻会館3階 百合の間

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 菅野晴隆 齋藤玲子 新城希子 田崎由子  
橘あすか 芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
土木部技監 土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹  
建築住宅課主幹(復興県営住宅担当) 建築住宅課主幹(復興公営住宅担当)  
農林総務課主幹 農林技術課長 入札用度課主幹兼副課長  
教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席

#### ウ 建設関係団体等

(ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長他5名

(イ) 福島県総合設備協会会長他2名

(ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長他2名

(エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長他2名

(オ) 個別事業者

(4) 次第

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 建設関係団体等からの意見聴取について

ア 一般社団法人福島県建設業協会

イ 福島県総合設備協会

ウ 福島県建設専門工事業団体連合会

エ 福島県土木建築調査設計団体協議会

オ 個別事業者

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

#### 3 閉会

**【入札監理課主幹兼副課長】**

定刻となりましたので、ただいまから「第45回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。  
議事に入ります前に、土木部から「浜通り地方の復旧・復興加速化の事業概要について」、御報告いたします。

**【土木部技監】**

(資料「浜通り地方の復旧・復興加速化～事業概要」により説明)

**【入札監理課主幹兼副課長】**

土木部技監は、公務の関係で、ここで退席させていただきます。  
(土木部技監退室)

**【入札監理課主幹兼副課長】**

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしく申し上げます。

**【伊藤委員長】**

これより議事に入ります。

本日は、建設関係4団体及び個別事業者からの意見聴取を行います。このうち、個別事業者の意見聴取につきましては、個別事業者から匿名での意見聴取を希望されていることから非公開で行いますので、傍聴者の方は、あらかじめ御了承願います。

それでは、一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

**【一般社団法人福島県建設業協会会長・専務理事】**

(資料1により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

時間の関係もございますので、主な項目について、御説明させていただきます。

当入札監理課所管分からでございます。

1番目の総合評価方式についての(1)、いわゆる復興型について企業評価が正しく反映されるような評価項目の工夫が必要ではないかという御意見でございます。復興型につきましては、御存知のとおり平成25年度から、復旧・復興加速化の観点から入札手続きの短縮、簡素化を図るために復興再生事業等にかかる工事を対象に、特別簡易型と同一の評価項目で評価させていただいているものでございます。特別簡易型の評価項目につきましては、平成23年11月に、価格と価格以外の評価バランスを改善するため、点数が固定化しやすい項目の見直し等を行って対応させていただいております。今後も、総合評価方式における得点状況等の内容を検証しながら、より良い制度にしていきたいと思います。

(2) の低入札価格調査制度における、誓約書の提出をもって調査の実施にかえるということが、当初の目的に反しているのではないかという御意見についてです。誓約書につきましては、品質・安全等の確保と工程管理に万全を期し粗雑工事を行わないこと、さらには下請業者へのしわ寄せ等を行わないことを誓約していただく内容のものでございます。今回、低入札価格調査制度の当初の目的を確保しつつ、復旧・復興の加速化を図るため講じた試行ですが、御指摘のような当初の目的に反する不適正な事案が発覚した場合には、試行の取り止めも考えておりますので御了承いただければと思います。

(3) 評価項目について、発注者が工事特性を考慮して応札企業の取組を評価できるような仕組みが必要ではないかという事についてです。画一的な評価項目によらない場合は、恣意的な判断となり公正性を欠く評価となる恐れもありますので、工事特性を考慮した評価につきましては、簡易型、標準型等において簡易な施工計画、施工上の提案により評価できていると考えておりますが、今後とも評価項目につきましては、復興型と同じく分析、検証を進め、適切な評価制度となるよう引き続き努めてまいりたいと考えています。

(4) 総合評価方式における原則実施金額の引き上げでございます。公共工事の品質確保の観点からは、一定の技術力が求められる設計金額3千万円以上の工事につきましては、総合評価方式による実施が適切であるという考えの下に行っているものですので、こういった御意見も踏まえて今後のあり方について検証してまいりたいと考えております。

同じく(4)の中で、若手技術者が施工実績を積めない状況なので、配置予定技術者の評価項目は廃止し、企業の受注実績だけということでございますが、ただいまの御意見を踏まえまして、若手技術者育成の観点から、若手技術者の評価のあり方について検討させていただいておりますので、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、入札不調の中の5ページ、施工体制事前提出方式について、当面の実施を中止にしては、という御意見でございます。ただいま復旧・復興工事の加速化を図るため、先ほど御説明しました総合評価方式復興型を活用していることから、施工体制事前提出方式の発注件数は伸びていない状況でございます。具体的には、24年度では総合評価方式618件のうち、オープンブック方式、事前提出方式は84件で、比率としては14%程度にとどまっておりますが、この施工体制事前提出方式につきましては、下請業者の保護の観点からも非常に有効な入札方式であると考えておりますので、当面の実施の中止は考えていないことで御理解いただければと思います。

資料6ページ5番目の積算内容に対する疑義申立ての中で、質問期間の延長も必要ではないかという御意見がございましたが、この質問期間につきましては、復興の加速化の観点からも速やかな工事実施が求められていることから、当面の期間延長は難しい状況にあるということで考えています。

8ページ6番目の(3)、地域要件でございます。地域要件の隣接3管内を管内に、というお話でございますが、平成24年度の条件付一般競争入札での不調発生率を見ますと、県全体の発生率は22.4%でございます。これを条件付一般競争入札の地域要件別に見ますと、管内の不調発生率が35%、隣接3管内が22%、県内が14%ということで、地域要件が拡大するにつれ、不調発生率が10ポイントずつ低下しているという実状がございまして、この管内を地域要件とする対象工事を拡大するということにつきましては、現状におきまして管内を増やすことによって入札不調件数が増えてしまつては、今後の復興工事推進の支障になってしまうことから、慎重な対応が必要であると考えています。

施工実績について、現在は過去15年以内に設定しているものについての検討でございますが、ただいま発注時に施工実績要件を求めている工事の要件設定について検証作業を行っております。その中で、設定年数についてもあわせて確認、検証の上、適切に対応してまいりたいと考えています。

最後になりますが、(4)の中で予定価格を超えた金額でも契約可能となるよう国に求めてほしいということにつきましては、もともと予定価格自体は地方自治法上、その価格の制限の範囲内で契約相手方を決めると決まっております、法令改正が必要になるわけですが、現在、聞くところによりますと、与党内で公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正について検討されているようですので、今後の国の動き等を注視してまいりたいと考えております。

#### 【技術管理課長】

技術管理課の所管分について説明いたします。

2ページの2、設計労務単価の見直しが必要だということです。このことにつきましては、設計労務単価は国が実施する国土交通省、農林水産省、環境省が所管する公共工事につきまして、受注者の賃金台帳に基づきまして労務単価調査を実施し、都道府県別に設定しているということがございます。今年の4月につきましては、実勢価格と社会保険の反映を徹底することで、全国的に単価が約15%上がりました。被災3県につきましては、被災先の入札不調対策ということがございまして、約20%の大幅な単価の上昇となったということでございます。今後とも実勢価格の把握に努めまして、適正な単価改正に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして3ページの(3)の3つ目、最終変更もあり金額が確定しないということ、スムーズな変更契約についてです。まず、請負代金の変更につきましては、その都度変更が生じるということがございます。それは、後日集約して行う場合が多くあります。その際におきましても、工事の内容変更が生じた時点で、発注者と受注者がその都度書面により変更額の協議を行っております。それに基づけば、元請会社から下請会社への代金の支払いが遅延することはないものと考えております。その都度、その金額で協議しているということで実施しております。

4ページの入札不調の4つ目、宿舍など労務確保に要する間接費の精算が煩雑だということにつきましては、今までの設計書では率を乗じて諸経費の中に含まれていた、ということですが、今回宿泊費や労働者の確保につきまして必要額を計上するという制度を作りましたので、実績に基づき変更することであることから、支出を確認できる最低限の書類は必要であると考えております。

8ページの(4)の1つ目、標準歩掛の設定では現場の実態の適正に反映できない、ということにつきましては、標準歩掛につきましては国が実施する施工合理化調査、これを歩掛調査と言っておりますが、これに基づき県も参考にしております。実態にあわない標準歩掛を使用できない場合は、見積歩掛で対応するというところで実施しているところでございます。

#### 【建設産業室長】

3ページでございます。元請、下請関係の適正化対策のところの、下請業者への支払の件でございますが、これに関しましては建設業法と照らして対応しているというのが実態でございます。福島県建設業協会様がおっしゃるとおり厳正に行っていきたいと考えておりまして、今年度も1件指導しているという状況でございます。

4ページの不調対策でございます。(1)の技術者や作業員の不足ということで、この中で平準化、発注見通しのお話ですけれども、現在、復旧・復興を27年度までにやり遂げる限られた期間の中で、平準化を図っていくということです。

発注の見直しに関しましては、極力、需要が集中するような時は1ヵ月ごとに見直しをするといった対応で、極力情報は出していくことで対応させてもらっています。

人材の不足は、準備期間の確保の工事、JV制度の拡充等といったところでも対応しているという状況でございます。

同じ4ページでございますが、施工管理技士の受験資格の見直しの件でございますが、国では、現在パブリックコメントを完了し、26年度の試験から適用ができるように検討を進めていると聞いております。県としても、担い手確保というのはとても重要なことと考えておりますので、国の動きを注視していきたいと考えております。

**【農林技術課長】**

私は農林技術課で、農林関係の工事についての積算基準等々を担当しております。

5ページの入札不調対策の中の2つ目に、「小規模工事や現場条件の悪い工事については現状に見合った条件での積算」や「標準歩掛での積算ではなく現場に適した歩掛での設計・積算」、という御要望がございます。それに対して我々農林の工事は、どうしても小規模で現場条件が悪いという部分が多くございまして、特に山の中の治山工事、ため池工事等については入札不調が多くなっております。対策といたしまして、まず治山工事については、今年度から生コンの日打設量や配管損料の設計積算基準を見直したところがございます。また、ため池工事についても、先月の10月25日から、今まで積み上げ計算できなかった品質管理の項目、施工管理の範疇と言っていた部分について積上げ計上ができることとし、それから不稼働時間等が多い機械についての不稼働時間に対して現場条件に則した対応が可能となるよう積算基準等を定めたところがございます。また、「現場条件を適切に反映した設計積算」というのが1にも2にも重要だという観点から、この設計書において必要経費をきちんと計上することが最も大切だということから、ため池工事について仮設工や小運搬工等について、「こういう現場条件であればこういう検討が必要です。」という留意事項等を取りまとめて周知し、「現場条件を適切に反映した設計積算」というものを農林水産部一体として取り組んでいるところでございます。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

**【影山委員】**

総合評価方式の中で、企業評価が正しく反映されるような評価項目の工夫が必要だと言われていて、先ほど自己申告制度なども検討してはどうなのか、という話があったように思いますが、具体的にはどういうものを指されているのか教えて頂ければと思います。

**【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】**

例えば、技術者の若手育成といった観点から、大学生や高校生のインターンシップを受け入れて事前の育成をしているところもあるのですが、そういうところが適正な評価をされなかった場合、それから建設業というのは大体商工団体とリンクしていて、同じような商工会議所会員だということもあるのです。その中で、商工会議所としての活動など、考えられることはたくさんあるのですが、そういうものが地域において、例えばお祭りをやっていると、地元建設業の方があればいろんな人を出して、盆踊り大会の櫓の組み立てをボランティアでやっているとか、いろいろな形があるわけです。地域に対しての貢献等をしている方もいらっしゃるし、していない方もいます。そういうところが、細々とした形の中で地域貢献とはみなされていないということがあります。もっと数えればいくつもあるかと思いますが、そういうものは多種多様あります。ですから、画一的なものではなく自己申告制にすれば、それ

を評価するかしないかは恣意的になってしまうという話もありましたが、恣意的にならないような仕組みもあるのではないかと考えているところでございます。

**【橋委員】**

今の自己申告の項目に関してですが、例えば全国的に恣意的にならないように、他の都道府県でモデルケースのような得点化、具体的に何点くらいだと総合評価方式にとってはメリットが出てくるのか、各地域の活動で、特に建設業関係の方々の会社さんに協賛金を貰いに行くといったようなことも常日頃から行われていて、そういった負担を地元の民間企業がかなりの金額、例えば協賛金に関しては、地域の中で一年間を通じていろいろな行事にお金を費やしているところもあると思います。そういったところは評価されていくべきだとは思いますが、やはり評価の方法が難しいので、何か全国的に他で行っている事例や具体的に何点くらい、ということがあれば是非お伺いしたいと思います。

**【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】**

各県の評価につきましては、福島県方式、長崎県方式、茨城県方式など、皆バラバラでございます。各自自治体に委ねられた裁量権の範疇と我々は考えておりますけれども、その中で、先ほどは具体的な話ではなく盆踊りのやぐらを作るという話に替えておりますが、確かに私どもの会員の方々には地元の祭りの役員の方々から、こういう秋祭りがあるから是非寄付を願いたいなどいろいろあります。そういうものを具体的に評価するにしても、なかなか画一的には難しいと思います。ですから、我々の自己申告に頼らざるを得ないのかな、ということで自己申告制度という話を持ち上げたところでございます。それを一つ一つ組み立てていくと、ある意味でその企業の顔というものが見えてきますので、過去において行われた指名に復していくような形になるのかなと思っているところでございます。

**【安齋委員】**

3番目のところで指名競争入札の復活のことをあげていますが、総合評価に変えて指名を復活してほしいということですか。

**【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】**

究極はそうですが、国も今考えているようでございますが、多種多様な入札制度ということで一般競争入札もあれば総合評価方式もあれば指名競争もあるということでございますので、100%指名ということではなくても良いのかなと考えております。ですから、一部指名の復活、金額に応じて、例えば隣の新潟県だと8千万までは指名とかという実態もあるようでございます。先日安齋委員から、新潟県はもともと指名を残していたという経過もあるということでございます。ですから金額によってだと思えます。

**【安齋委員】**

前にも申し上げたかと思いますが、入札制度の委員会的时候に、個人的には指名競争入札は残していく、運用が悪いのであって制度が悪いわけではないのだから残すべきだと主張したのですが、多数決で負けて指名競争入札の全面禁止が福島県の特徴となってしまっているのです、県の方にも何度も確認していますが、なかなか切り替えができないのですね。今行っている随意契約、事実上は指名に近いですよ。事実上の問題として復活をお願いしなくても、実態としてはあまり変わらないのではないのかというのが私の意見なのですが、それでもやっぱり戻してほしいということですか。

**【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】**

緊急時にこのような制度で随意契約という形で、見積合わせという形でやっている実態は指名と変わらないのではないかと、ということだと思っておりますが、これを緊急時が終わった瞬間に、もう緊急時終わったから平常でいいですね、という形になるだろうと考えておまして、今からこういう話をして継続し

ていただきたいのです。敢えて言えば、この制度を継続していただきたいということでも結構でございます。実態は一緒でございますので。

**【伊藤委員長】**

時間となりましたので、これで一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

(福島県総合設備協会 着席)

**【伊藤委員長】**

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

**【福島県総合設備協会会長・会長代行・副会長】**

(資料2により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

入札監理課所管分について御説明申し上げます。

1ページの総合評価方式についてでございます。今回、復興型について積極的な評価を頂き大変ありがとうございます。

(2)の低入札価格調査制度において対象となった場合に失格としてほしいということについてですが、御案内のとおり本県の低入札価格調査制度におきましては、調査基準価格、いわゆる基準価格を下回った場合に低入札調査の対象になる基準価格と、失格いわゆる失格制度、失格基準ということで2つの基準がございます。低入札価格調査制度において対象になった場合、いきなり失格ということではなく、本県の場合は失格基準、あくまで低入札価格調査制度の失格基準に該当した場合に失格という扱いをしております。そういう2段階の取扱いとなっていることを御理解いただいた上で、今回4月からの低入札価格調査制度におきましては、制度の大きな枠組みを変えないで復旧・復興の加速化を図るという観点で、入札事務の簡素化、事務処理時間の短縮を図るため、誓約書の提出をもって低入札調査の実施にかえるという取り組みを試行しておりますので、御理解いただければと思います。

(3)の評価項目について、会社の施工実績や大震災等への対応をもっと評価していただきたいということでございます。この総合評価方式における評価項目につきましては、今後とも評価項目ごとの得点状況等、内容を検証させていただきながらより良い制度に改善してまいりたいと考えています。

(4)の総合評価方式における総合評価の対象年数の拡大についてでございます。先ほどの建設業協会様からは、入札参加資格要件としての施工実績要件について、対象年数を拡大いただければという御

要望がありましたが、総合設備協会様からは総合評価方式における評価対象年数の拡大を、という部分での御要望でございます。こちらの評価対象年数の拡大につきましては、単純に一律に拡大しますとすべての入札参加者が加点対象となるという支障が生じる可能性もございますので、近年の公共工事の発注状況や、各評価項目の得点状況等を十分検証しながら検討してまいりたいと考えています。

同じ項目の中に、技術者の工事実績に現場代理人も入れてほしいという要望がございましたが、現場代理人の実績評価につきましては国、さらには隣県の制度運用状況や、若手技術者育成の観点を踏まえて検討してまいりたいと考えています。

4 ページ（3）随意契約の見積合わせの入札方式を入れれば不調がなくなるのではないかという御意見でございます。御案内のとおり、随意契約につきましては、地方自治法上で一定の要件が定められています。例えば、工事の場合の予定価格が250万円以下、災害等緊急を要するもの、さらには応札者がいない、いわゆる入札不調になった案件であるといった、一定の要件が定められておりますので、あくまでこれらの地方自治法上で定められている要件に該当しない限りは、随意契約によることができないと法令上の縛りがあることを御理解いただければと思います。

同じく4ページの4番の最低制限価格等の見直しでございます。県内でのばらつき、さらには95%以上の水準にしていいただきたいという内容でございます。まず、ばらつきの問題につきましては、工事にかかる最低制限価格等につきましては、9月10日以降に起工する工事から予定価格の概ね87%から92%程度の水準で設定するという改正を行っております。あくまで一定程度の幅というものがございますので、その中でばらつきではないかと我々は理解しておりますが、95%以上という部分につきましては、9月から2ポイント程度引き上げたばかりでもございますし、現実問題としまして最低制限価格を95%以上の水準とするのはなかなか困難かとは思われますが、今後の受注状況等の実態を踏まえながら見直しが必要となる場合には適切に対応していきたいと考えています。

5番目の疑義申立てについてでございます。疑義申立てを行ったケースについて、一定程度待たされるのがあまり良くないという御意見がありましたが、実は10月1日から、入札とその工事等について参加された入札等参加者全員から疑義申立てを行わない旨の確認が得られた場合につきましては、疑義申立て期間の満了を待たずに契約の手続きを進めることができるように改正を行ったところであります。いわゆる本県の復旧・復興の加速化という観点から待たずに対応できるようなスキーム、制度を整えさせていただいているということ、この場をお借りして御説明させていただきます。

#### 【技術管理課長】

4ページの（3）、先ほど労務費について御説明しましたが、資材の実勢価格を迅速に反映させるということについて御説明したいと思います。コンクリート等の使用資材につきましては、積算するために毎月発行されている資料がございますので、建設物価等積算資料がありますが、それにつきまして単価に変動が確認された場合、その都度単価を毎月変更していくということで、適正な単価の改正に努めているということでございます。

4ページの5の一番下の積算内容に疑義が生じた場合ということで、これにつきましては適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

#### 【建設産業室長】

3ページの技術者や作業員確保の点について御説明したいと思います。

将来を見据えた長期的な雇用、担い手確保というのは非常に重要な内容だと考えております。要望内容の平準化でございますが、現在復旧につきましては平成27年度ということで目標を絞ってござい



して、その中で連絡協議会等で情報を共有しながら期間の中で平準化を図っているというところがございます。

また、長期的な雇用というものには、長期的な発注の見通しとか、そういったものが必要だと考えます。

土木部としましては、長期計画の公表、工区ごとの事業の期間に関して極力公表するという対応をとっているところがございます。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

**【安齋委員】**

3ページの3の(1)の後段で、技術者・作業員不足は発生しておりませんと書いてありますが、(2)の2番目、現在は人材が不足しており、とあって矛盾しているような印象を受けるのですが、どういう意味なのでしょう。今現在は不足していないけれど将来不足するという意味なのでしょう。

**【福島県総合設備協会会長代行】**

お答えいたします。確かに矛盾しているような形になりますが、先ほども申し上げましたように、現在は発注件数が多くなっておりますけれども、設備業界としては、実感としてまだ不足という感じはしておりませんが、あと3ヶ月、6ヶ月後にはおそらくそういう状態になるだろうと考えておりますので、こういう文章になっていると思います。

**【影山委員】**

2ページの2の(1)、適正な賃金支払いについてですが、今年の6月から全会員に対して適正な賃金支払いを要請し、というところですが適正な賃金というのはどういうものを指されているのか教えていただきたいと思います。

**【福島県総合設備協会副会長】**

会員から聴取した意見の中なので、片寄りがあった場合には大変失礼なことになりますが、例えば工事の見積りをしまして、見積書を出して、その出す会社にとってはこれが限度ですよという経費込みを申し上げるのが通常かと思います。そうすると、発注元ゼネコンさんの場合もあり、直接清算の場合もあるだろうと思います。発注側としては1円でも100円でも、というその辺の攻防で、我々も労務単価が上がっているのですということで、設備電気ですと大体見積りの何掛等というのが頭にあるかどうかは知りませんが、そういうことでなかなか理解を得られないことが多いというように認識しております。

**【影山委員】**

国でも1万5千円、今年4月から約1万5千円というのを一般産業にも、実質1万5千円だということと労務単価を支払われているところはどのぐらいのベースで支払われているのかなど。率直に端的に。

**【福島県総合設備協会副会長】**

今現状、我々業界としては、常用契約ですと1万8千から2万円です。ですから、配管工労務単価で積算して限度も出していくのですけれども、それからさらに、現実的には、今いわきは2万円というようなことが普通でございますね。

**【齋藤委員】**

2ページの2の(1)、しかし受注先である顧客にその認識(労務単価の改正)がないため、というところを、具体的にどういうことなのか教えていただけませんか。

**【福島県総合設備協会副会長】**

労務単価の改正というのは、先ほど影山委員からも御質問があったように、国の三省協定の労務単価を、ここ2年上がっているのですけれども、それがゼネコンさん又は御施主さんに理解をしていただけないのです。ですから、見積りに対してこれだけでお願いしたいと言っても、なかなかそこが理解されないのです。

【齋藤委員】

受注先である顧客というのは、具体的に何を指すのですか。

【福島県総合設備協会副会長】

我々は、通常は元請、ゼネコンさんです。

【齋藤委員】

ゼネコンさんに労務単価の改正の認識がないということですか。

【福島県総合設備協会副会長】

ゼネコンさんは、専門業者さん、たくさん使っているかと思えますけれども、その辺の受注金額に合わせたみたいな数字の組み合わせをしたということだと思えますので、なかなか上がっても現実的には上がる前のような単価で、ということが多いのかなと思います。

【伊藤委員長】

ゼネコンの方が知らないわけがないので、それは元下関係ということだとは思いますが。

【新城委員】

今の部分のところなのですが、先ほど御質問してお答えいただいた、いわきの場合は1万8千円から2万円ということで教えていただいたのですが、全会員に対して適切な賃金支払いを要請しということは、地域によって違う要請をしてらっしゃるということでしょうか。

【福島県総合設備協会副会長】

地域によってということになると、そこまで掌握しておりませんが、ほぼ大体同じようなことなのかなと思っております。

【芳賀委員】

論点がずれている部分もあるのだらうと思います。つまり、こちらの設備団体さんが請け負うのは公共事業だけではないのです。民間工事もあるわけですから。そして、公共事業を元請が請け負ったものを請け負うときもある。公共事業を直接請け負うときもある。それから、民間からどうしても予算がないという中でなど、いろいろな兼ね合いでその賃金というものが同じベースではない。ですから、どの分野で自分たちが調整しているのか、それによっても違うと思うのです。公共事業に向かっているところ、民間に向かっているところ、それぞれあるかと思えます。

【新城委員】

私もそうかなと思ってはおるので、やはり地域によってという1つの例を出しましたが、請けるところによっては加減しなさいよとか、そういうようないろいろなパターンをもって賃金支払いを要請してらっしゃるのかなというのをお聞きしたかったのです。

【福島県総合設備協会副会長】

大変失礼いたしました。官公庁工事と民間の下請けを混同していました。

この問いにあるものに関しては、官公庁の答えというようなことで、県からいただいたもので、例えば賃金の支払い要請が1ヵ月ではなくて、半月半月で貰えないかというような、仮にそういう要望があれば可能な限りそういうことで賃金の支払いをしていますということが、この文章に書いてあることだと思います。

後半に書いてある受注先である顧客ということになると、ここは先ほど御指摘のあったような民間の工事の部分を書いてしまったのかなと思っております。混同して記入したということになって、申し訳ございませんでした。

【伊藤委員長】

時間となりましたので、これで福島県総合設備協会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

(福島県建設専門工事業団体連合会 着席)

【伊藤委員長】

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【建設産業室長】

保険加入の件についてお答えしたいと思います。建設業は昔から3Kというような言葉がありまして、人材確保というのが非常に問題になっていて顕在化していると思います。そういう中で担い手を確保するという意味からでも、労働環境をしっかりとしたものとするというのが非常に重要だと考えておりまして、その中で社会保険環境をきっちりやっていくということも重要なものの一つだと考えてございます。社会保険料が、下請業者さんとの契約で明確になるように、国が作成した標準見積書というものがございまして、それぞれの協会徹底を図っておりますが、私どもでもその辺の活用の徹底を業界さんに求めている状況でございます。また、建設業法の立場からいきますと、建設業法の許可の段階では確認、指導というものを行ってございます。経営事項の審査のときには、減点措置の厳格化ということで、減点もするというようなことできっちりやってございます。

積算のことでございますが、法定福利相当額の反映ということで、今年4月に労務単価が大幅にアップされたというのは、その辺のところできっちり反映されたということでございます。

保険の加入の義務があるところで保険に入っていなかった場合に、保険関係法令違反により懲役刑等になった場合には、営業停止処分や建設業法の監督処分の対象となることを明確にして現在運用しているというようなところでございます。

発注の分割という言葉がございましたが、発注のロットは工事の対象物がどのようなものか、確保している予算がどうかというようなことを総合的に判断しないと設定できないということでございまして、それぞれに最適な発注のロットを設定しているというような状況でございます。

**【技術管理課長】**

工事の中に法定福利費が入っているということについてですが、工事の中の諸経費に現場管理費というのがございまして、その中に法定福利費の事業者負担分は含まれております。今回の労務単価につきましては、個人が負担する部分、その部分が新たに明確に計上されたということでございます。その割合につきましては、国のホームページに平成24年3月30日にプレスリリースされまして、その割合は計上されているということでございます。因みに、数字で見ますと、現場管理費の中に含まれている部分につきましては、見直し前18.75%が見直し後は22.07%という数字になっておりますので、ホームページを見ていただければわかるかと思っております。

**【入札監理課長】**

当入札監理課における社会保険加入促進に向けた取り組みの一端も御説明させていただきたいと思っております。下請状況実地調査を平成23年度から実施させていただいておりますが、昨年度から、実地調査の調査項目の中に社会保険への加入状況という項目を付け足しまして、元請業者さん下請業者さんを調査にお伺いした際に加入の内容を確認して、未加入である業者さんに対しては加入指導を行っているという実態がまず1つでございます。

先ほどの建設産業室長からは、保険への加入義務があるにもかかわらず、従業員を保険に加入させなかった場合に、健康保険法の法令違反によって懲役刑を科されたときの営業停止処分についてのお話がございましたが、当入札監理課におきましても、いわゆる業務に関する法令違反によりまして法人の役員等が逮捕や公訴を提起されたとき、さらには監督官庁から行政処分を受けた時等におきましても、県の建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づきまして、入札参加資格制限を行うこととなりますので、これらの取り組みによって、社会保険への加入徹底を図って技能労働者の皆様方の雇用環境改善に県としてもつなげていくように取り組んでいるところでございます。

**【福島県建設専門工事業団体連合会会長】**

確かに諸経費の中には含まれており、またある程度プラスになっているということでございますが、これは今までと全く同じなのです。これを、本当に我々に間違いなく支払っていただけるかどうかということをお願いしているのです。確かに工事の諸経費、現場経費、法定福利費、社会保険の加入というような項目もあるはずですが、その中で、それを役所の監督官なり福島県の調査する部署で、これが適正に我々にいただけるのかどうか、これが一番問題なことで、諸経費の中に入っていましたと言われても、我々は本当に業者からいただく身になれば、これは難しいです。それを徹底して間違いなく我々にいただけるということであれば、役所で別項目にしても、ゼネコンが契約をするその諸経費の中に法定福利費を含めて、これを別項目ぐらいにさせていただかないと、それを委員会か役所で徹底して調査をしていただかないと、毎年同じことだと思っております。確かに役所の仕事が増えるとは思いますが、私たちもそのために今日はお伺いしておりますし、是非これを徹底して追跡調査をしていただいて、我々にきちんと、その会社まで行き渡るようなことで是非お願いしたいと思っております。

**【技術管理課長】**

県につきましては総価契約ということで、1つ1つの単価との合意方式ではなくて、ものを作ることに對してこれはいくらですか、ということで契約しております。そのものを作ってくださいということ

の契約の状況になっていまして、今のところ、幾ら払ったとかその辺まではまだ把握することは考えておりません。

**【福島県建設専門工事業団体連合会会長】**

この件に関しては、たまたま単価が落ちるところまで落ちたところで法定福利費の話が上がってきたので、本来落ちすぎた単価を適正の単価に戻していただいたのと同時に、社会保険の話をしていただければ、ある程度社会保険料もスムーズに加入されていったかと思いますが、社会保険料で増えましたという話と、もともと予算がそこまでいって本来のところに戻さなければいけない時期とがダブってしまっているものですから、そこに現状最終的に保険加入しなければいけない人たちのところに、その戻った分なのか保険加入の分なのかというところが、実情的には一番問題になっているところかと思います。

この場で話す話ではないかと思いますが、労務単価については実勢単価調査方式が入っています。過去数年間に渡って満額入札ではなく、9割とか8割で落札された物件に対して実勢調査が入ります。例えば100で予算組みされていたものが80で落札された時、八掛けで落札されたものに実勢調査が入りますので、必然的に労務単価が2割ダウンして調査が入って、それがまた次の単価に反映されるというデフレスパイラルのような形でずっと下がるところまで下がってきてしまっていたので、そこをもう一度正常なところに戻していただくのと同時に、この社会保険に加入することと、その経費を持っています、というのが同時進行すれば、ある程度加入をどんどん促進できます。先ほどの話で労働環境を良くしていくというのは、まさに我々は一番そこが肝心で、そうしないと業界的にも成り立っていきません。そうではあるのですけれども、実際の職人さんにしてみればどうなのかというと、社会保険料分であっても労務単価であっても、結局実入りは一緒なので、そこを根本的にもう一度検討いただくことが一番期待させていただくところでございます。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

**【安齋委員】**

入札監理課で実態調査をやっておりますよね。その中には人件費の中身のチェックも入っていますよね。この社会保険分が調査の対象になっていませんか。

**【入札監理課長】**

下請状況実態調査の中で、平成24年度から社会保険への加入状況を確認項目として追加し、今年度も継続しております。労務費につきましては、この4月から公共工事の設計労務単価が約2割改定されましたことを受けて、具体的に従業員の皆様にとどのくらいの水準で実際にお支払いになっていらっしゃるのかを、今年度の実態調査から労務費の調査項目も任意に聞き取りするということで、監視委員会に御説明して御了解を得て調査項目に加え、ただいま調査を行っているところでございます。

**【齋藤委員】**

労務費の中にきちんとした社会保険料を、その内訳を明示していただければある程度その価格が実勢価格になっているかというのが分かるから、そういった表示をしてほしいというお話があったと思いますが、労務単価一本ではなく、その中の内訳をきちんと明示してほしいという御要望が一番なのでしょうか。

**【福島県建設専門工事業団体連合会会長】**

要望してもなかなか実態には結びついていないのが現実ではないかと。是非、できれば社会保険とか福利費を、別項目の契約と、仮に1千万なら何%というようなことにしていただければ一番早いかなど。また、下請けの方で皆さんにお配りしている資料ですが、この辺もやはり同じようなことで、私たちも

この場でお話しますと、一人親方のときが大変困っている。先ほど国保と言いましたが、国保の場合どうするのかということがある。できればメーカーには国保になっている一人親方を、ある程度1つにまとめて社会保険に加入する、それにはある程度の根拠的なことがないと絵に描いたぼた餅ではないかと。我々もお願いはしますが、一人親方をまとめるということがどのくらい大変なのかというのがあります。是非これを明瞭な形にさせていただかないと。

【伊藤委員長】

現在、例えば入札をするときに入札金額があつて、それに消費税相当額が加えられるわけですが、消費税というのは別立てになっている。それと同じような形で法定福利費を別立てでやって、というようなことを御希望だという事でよろしいですか。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

それが一番明確でもあるし、こういうことだからとゼネコンにもある程度のことを言えますので、是非そうしていただければありがたいです。

【伊藤委員長】

御意向はわかりました。他に如何でしょうか。では時間となりましたので、これで福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

それでは、ここで5分間休憩をとります。15時15分から再開します。

(福島県建設専門工事業団体連合会 退席)

《休憩》

(福島県土木建築調査設計団体協議会 着席)

【伊藤委員長】

再開します。

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長・副会長・構成員】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

1ページの総合評価方式の(1)、総合評価において土木設計関係で測量法の趣旨に従って測量士の常駐を評価すべきという御意見でございます。先ほどの御説明にもございましたとおり、測量法第55条の13の規定におきまして、測量業者はその営業所ごとに測量士を1人以上置かなければならないと

明記されておりまして、営業所ごとに測量士を常駐させる常駐義務が課せられておりますことから、適正に配置されているか否かを監視してまいりたいと考えてございます。

(2)の土木設計におけます総合評価方式については、技術的な工夫の余地が大きい業務にのみ適用していただきたいということでございます。御案内のとおり、測量等委託業務におきましては、業務の性質に応じて公募型プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争方式等、多様な入札制度によれることとしております。総合評価方式におきましては、業務委託の場合は工事と異なりまして、類型は金額によらず業務の内容や難易度により決定しており、緊急度や発注者が重視するポイントが異なることで、発注者の判断によって発注方式が若干異なる場合は確かにございます。ただし、総合評価方式におきましては、御指摘のとおり技術的な工夫の余地がある業務を対象として行っておりますので、今後とも対象業務の適用範囲について検証しながらより良い制度にしてまいりたいと考えてございます。

土木設計関係で、事務的な負担が少なく地域に見合った企業力を総合的に評価できる制度の構築を検討していただきたいということでございます。このことにつきまして、総合評価方式の中に3つ類型がございます。まず、標準型、簡易型提案型等におきましては、技術的工夫の余地が大きい業務を対象としておりまして、成果品の品質向上のために技術提案を求めることは必要であると考えてございますが、業務内容によりましては技術提案を必要としない簡易型技術者型というものも現在県で実施しております。24年度の総合評価の実績139件のうち、104件、75%程度は簡易型技術者型によっておりますので、おっしゃるような趣旨で事務負担が少なく、客観的な指標で判断できるというものは現に本県として運用しているということをご理解いただければと思います。

4ページのその他の中で、土木設計関係で指名競争入札制度の活用ということでございます。工事と異なりまして、測量等委託業務におきましては原則指名競争入札により実施してございます。24年度の土木設計業務におけます実績で御説明しますと、指名競争入札といわゆる公募型プロポーザルによらない随意契約、災害等緊急の随意契約、土木設計におきましては24年度、87.4%が指名競争とプロポによらない随意契約です。基本的に、業務委託においては原則指名競争入札により実施しているという実態がございまして、緊急を要する災害復旧工事等につきましては、随意契約により速やかに対応し、地域に精通した企業による迅速、かつ、円滑な施工の確保を図っているということでございます。

その下の、建築設計関係での電子入札の導入の促進でございますが、電子入札につきましては、測量等と工事を合わせまして年間900件程度で実施させていただいております。今後とも入札参加者の皆様の状況を確認しながら、対象案件の拡大等を検討してまいりたいと考えてございます。

建築設計関係におきましても同様に指名競争入札を原則として採用してほしい、という御意見がございまして、先ほどの土木設計と同じく建築設計におきましても指名競争入札が標準的な発注方法となっております。建築設計の場合、24年度の実績で御報告しますと、指名競争とプロポによらない随意契約をあわせて97%であるということでございます。委託の内容に高度な技術力や創造性、独創性を求める必要があるものについては、プロポーザル方式や条件付き一般競争入札を採用させていただいているということでございます。

その下の土木・建築共通の最低制限価格の引き上げでございます。24年度の測量等業務委託の平均落札率で申しますと、24年度は90.9%、今年度上期4月から9月までの業務委託の平均落札率は91.4%ということで、他県等さらに国と比較して高い水準となっておりますので、この業務委託における最低制限価格の引き上げにつきましては、今後も国も含めた動向や本県における平均落札率の推移を見据えた上で、必要な見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

最後になります、T P Pに対応した入札制度の構築でございます。先ほどの御説明は、資料として添付いただきました建設通信新聞の記事の中で、京大の藤井教授が指摘されているということで、もともとT P PのベースであるP 4協定という、シンガポールとニュージーランドとチリ、ブルネイの4カ国協定において、業務委託については750万円以上が国際入札範囲となっているということに基づいて御説明されたと思われませんが、T P Pの交渉経過等につきましては残念ながら具体的な情報が入ってございません。仮にT P Pにより、W T Oと比較して調達基準額の引き下げ、さらには政府調達の対象範囲の拡大のような場合におきましては、御指摘のとおり県内の企業の受注への影響も予想されますことから、今後の情報を入手していく中で、必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

**【技術管理課長】**

2ページの2の東日本大震災の影響についての中、土木設計の手持ち、手戻りが懸念されるということについて説明いたします。ここで終わるよというような打ち止め協議や検尺等によって長さがいくらかだったというような協議ではありますが、それにつきましては工程に影響しないような形で適正に立ち会いや協議を行い進めていくということを考えております。

先ほど分離発注というようなこともございましたが、各事務所において様々な条件で一体的な発注や分離した発注をする部分があるかと思いますが、それは事務所のいろいろな判断がありますので、御理解いただければと思います。

3ページの最後に疑義申立て、閲覧期間中に質問等を厳正に受け止めて、ということにつきましては、質問に対して丁寧な説明をすることとし、今でも丁寧に説明しているつもりですが、このような御指摘があるようでしたら、真摯に受け止め取り組んでいきたいと思っております。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

T P Pの問題は私も関心がございます、入札制度や公共事業にかなり影響があるのではないかと考えておりますが、この御意見の御説明は新聞記事をもとに御説明されたということで、独自に何か情報を持っているとか調査しているということではないわけですか。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】**

今のところそこまではやっていません。

**【伊藤委員長】**

他の団体さん、例えば建設とか土木とかそういったのではなく設計や測量とか、いわゆる業務委託の分野は、他と比べると不調が非常に少ないですよ、それはどうして不調が少なく済んでいるのかということをお説明いただければありがたいです。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】**

測量設計は工事用費用でも一番上流部分になりますので、こちらが不調をすればどんどん工事が遅れてしまうということになりますので、できるだけ不調はするなということで、最初からそういうつもりで、協会内で声をかけております。

**【伊藤委員長】**

技術者等は仕事量の関係で足りているのですか。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

間に合わないですね。

**【伊藤委員長】**

間に合わなくても不調は避けるという心構えでということですか。



**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

結構遠くから技術者を呼んでやっているわけです。特に今、東北6県は今回の台風では、宮城県と福島県は、あまり災害はなかったのですが、岩手県、秋田県、青森県、山形県は新聞に出ていましたが、とにかく今、測量が足りなくて大変な騒ぎをしているのですよ。でも、こちらにも応援が来ていますが、こちらからは行けない、ということで、福島県の場合は北海道とか大阪の辺りから頼んでいる方もあります。まず人は足りません。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】**

建築の設計においても、それらと同じように災害公営住宅等や災害につくものが多いものですから、大至急仕上げるように、不調しないようにという指導はしております。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会構成員】**

地質調査の業界は比較的小じんまりした所帯ということでございまして、かなり頻繁な情報交換等もあります、という点で基本的には何とか入札不調は避けたいということで、最大に頑張るとにかく応札しようという呼びかけをしています。

我々も県内では間に合わないということで、かなり遠方の所と協力関係を作りまして、そちらの方から応援をいただきながら対応しているというところで、やはり相当厳しい現状にあるのは確かです。

**【安齋委員】**

1-1ですが、技術者の常駐を評価すべきという考えですが、これでいくと、要請としては設計監理を加えてくださいということなのですよ。今現在人材が不足しているということなので、県の方で受け入れて、監理もやりなさいとなると実際にはマンパワーは足りないですよ。今、これをやってほしいのではなくて、将来に向けて主張しているということですか。土木設計関係の2行目に、測量法の趣旨に沿って技術者の常駐を評価すべき、とありますね。技術者が常駐するということは、設計だけではなく設計監理も入るのでしょうか。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

測量法でいっているのは、事務所を開いた場合は測量士を1人は置き、そこでもらった仕事はそこで消化しなさいとなっております。この話を出したのは3回目になるのですが、実は名ばかりの支店・営業所があるということです。国の方は前々から随分騒いでいるのですが、支店を作るのには確かに測量士がいますよということで開店するわけです。ただ、今殆どが留守番電話や女子職員1人のところも相当見受けられるので、その辺がどうなのかと思っております。

**【伊藤委員長】**

要するに、工事現場に常駐という意味ではなくて、事務所に常駐するということですね。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

その支店・営業所に常駐するというのが原則で、そこで仕事をいただいた人はそこで仕事をすることになっておるわけです。設計の場合はないのですが、測量の場合は営業所ごとに常駐することになっているわけです。

**【伊藤委員長】**

時間となりましたので、これで福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 退席)

【伊藤委員長】

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開となりますので、傍聴者の方及び報道機関の方は、ここで御退席をお願いします。なお、非公開部分の議事の概要については、会議終了後、私の方から御説明いたします。公開での審議再開は、16時30分頃を予定しております。

(報道関係及び傍聴者退席、個別事業者着席)

《非公開審議開始》

〈以下、非公開部分について概要のみを記載〉

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の主旨)

1 受注状況について

指名競争入札から条件付一般競争入札や総合評価方式の導入により、一定額以上の工事を落札することができたが、受注は安定していない。

2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 労務単価は上がったが、会社の経営状況や最低制限価格の引上げとの関係で、すぐに従業員の賃金を上げることができない状況にある。

(2) 元請から下請への支払遅延は良くないが、改善していくと思われる。

3 入札不調について

除染作業により作業員の不足は続くが、労務単価の改訂により入札不調は改善するが、スピードは遅いと思われる。

4 最低制限価格の見直しについて

入札金額を2～3%上げで対応している。

5 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行について

疑義申し立てをしたことはない。

6 電子入札・電子閲覧について

(1) 3～4回参加したが、初回の電子入札は、とても難しくて大変だった。

(2) パソコンが不調のときなどの対応が、かなり難しいと思われる。

7 その他

地元の県発注工事は、なるべく地元の会社が落札できるような有利性を、もっと導入していただきたい。ある程度は考慮されているが、できれば倍くらいの評定点をいただきたい。

【伊藤委員長】

それでは、個別事業者からの意見聴取を始めます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。また、本日の議事の概要については、匿名にした上で県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。それでは、よろしく申し上げます。

【個別事業者】

(「資料5」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

県の入札制度について、なかなか地元会社として受注機会を確保できていないのではないかと、もうちょっと評価についても倍くらいの加点を、という御意見についてでございます。このことにつきましては、まず、条件付一般競争入札では一定金額以下の工事、具体的にいいますと、3千万円未満の一般土木工事でありますとか、5百万円未満の建築工事等につきましては、そもそも入札参加者の方々の範囲、地域要件を管内に限定しております。総合評価方式におきましても、地元での工事実績でありますとか、災害時の出動実績等を、地域社会への貢献度という項目の中で評価しております。基本的には地元建設業者の皆様方の受注機会の確保に努めているということがあります。さらには、総合評価方式におきましての評価項目の内容でございますが、評価方式自体は価格と併せまして、企業の技術力や地域貢献度等を適切に評価する観点から、これまでも数回、継続的に見直しを行っております。そういった御意見も踏まえまして、今後とも入札結果等の分析検証を行う中で、競争性の確保と共に、地元建設業者の担う役割も配慮しながら制度の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、電子入札、電子閲覧についてでございます。確かに、御指摘のとおりセキュリティーの確保というのが大変重要なポイントとなっておりますので、複数回入っていらっしゃる方でも取扱いについてなかなか難しいという御意見はございますが、基本的なベースは全国的に使われているシステムでございますので、電子閲覧についても同様ですが、電子入札の方の手続きについて慣れていただきながら積極的に御活用いただければと考えてございます。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

**【個別事業者】**

補足しますが、自社の評定点がなかなか大変です。結構大変な努力が必要で、8百万円か1千万円程度の工事をやって評定していただかないと評定点が上がっていかないので、もうすこし引き下げて、5百万円程度の工事でも評定していただけるようなことがあればチャンスが増えるのですが。

**【入札監理課長】**

工事成績点については、工事ですと5百万円以上の金額規模の工事について評定を行っておりますので、ある程度金額以上、5百万円以上でございますので、そのくらいの規模であれば評定の対象になっているので、我々としては、殆どの工事が工事成績の評定対象になっているのではないかと考えております。それより金額規模が下回ってしまいますと、なかなか評定点自体が付けづらいような部分もございますので、現在は5百万円以上の金額規模のものを、工事成績の評定対象としているという状況でございます。

**【齋藤委員】**

先ほど積算がよく分からないというお話があったかと思いますが、一般的にはそういうのも公表されているから積算は同じようなものが出てくる、というようなことで、これまでも伺っていたのですが、その点はどのようなのでしょうか。

**【個別事業者】**

やはり競争なので、今は最低制限価格がかなり上の方にきていますので、その金額であれば受注できるのです。それにあわせて入札しますので、その最低制限価格を積算するのがちょっと難しい。本当は

ちゃんと自分の会社で積算してこれなら出来て、これだけの利益が上がると決めるのですが、今の最低制限価格でしたら100%できますので、最低価格ではなく、受注をしたい最低制限価格を読むのがやはり難しいということです。

【伊藤委員長】

経験がある会社とそうでない会社ではそういうところで差がでてくるということですか。

【個別事業者】

何回も積算して、かなりのところまではできているのですけれども。

【齋藤委員】

その積算というのは、積算ソフトのようなものを使ってやってらっしゃるわけですね。今、実勢価格が上がってきているということで、それはそのソフトにどのくらいの期間で反映させてやってらっしゃるのですか。

【個別事業者】

毎月改定で、ダウンロードして価格は変えています。

【齋藤委員】

では毎月更新ということですね。そうすると何をもって積算が難しいとおっしゃるのでしょうか。

【個別事業者】

県の、失格の最低制限価格です。

【齋藤委員】

最低制限価格に引っかからないようにするのが難しいということですか。

【個別事業者】

ピッタリか、ちょっと上がわかれば、受注の確率が上がるわけですね。そこを見極めて、完璧に見極めている会社というのは、私どものクラスの所ではあまりないです。

【齋藤委員】

つまり範囲を広げてほしいということですか。

【個別事業者】

そういうことではないのです。

【伊藤委員長】

引き下げたら引き下げたなりにまた難しいわけで、どこにあっても難しい。今は最低制限価格をなるべく上げようということになっているわけですから。

【個別事業者】

今90%以上ですので、その最低制限価格は、県の受注もちゃんとやれば利益が必ず出るぐらいの額なので、そこにあわせて施工予算を組んでいます。入札金額を出して、落札するといふとなかなか難しいです。

【菅野委員】

技術者や作業員確保の現状と対応策についてのところで、基本的には諦めていると御回答されているのですが、この点もう少しどのように諦めているのかという点と、もしよろしければ諦めなくて済むようになるにはどうしたらいいかと、その辺について教えていただいていいでしょうか。

【個別事業者】

震災後から現在まで、現場の主任技術者クラスの人を何人か雇ってみたのですが、なかなか良い人に巡り合わず、現場代理人は若手で採って自社で育てるという考えです。普通作業員の方も除染業務の関

係で採り難いので、そういう意味で諦めています。若い人もなかなか入ってこないで、縁があればという感じで待っています。

【伊藤委員長】

従業員の平均年齢は、大分高くなってきているということですか。

【個別事業者】

高いです。

【伊藤委員長】

近時は採用を殆どされていないのですか。

【個別事業者】

ハローワークで募集をかけているが、この頃は来ません。

【菅野委員】

その辺の原因というのは何かありますか。

【個別事業者】

小さい会社ですし、労働条件が悪いと思われてしまうのです。毎日顔を見ながら話をしたりして家族的なケアはしているつもりです。

【菅野委員】

基本的には人が足りないとか人材が不足しているということが大きいのですか。

【個別事業者】

適材適所の割り当てや人の使い方が難しいです。

【齋藤委員】

社会保険にはもう入ってらっしゃるのですか。

【個別事業者】

入っておりますが、見習い期間が終わってから入れるようにしています。

【齋藤委員】

法定福利の問題ですね。標準見積書等が話題になっておりますけれども、何かそういう方面での御不満とか要望のようなものはございますか。

【個別事業者】

下請で行っているところは、まだかなり低い単価になっているので、法定福利費は欲しいですね。

【新城委員】

できるだけ地元の事業者ができるように、地域、県に例えば限度額を2倍にしてほしいというような御要望がありましたが、もちろんその限度額をそのままにしたとして、別な地元貢献の評価をもっと上げるような、何かそういう項目を今後したらどうかという御希望ではないのでしょうか。

【個別事業者】

地域貢献はしているので、その評定点をアップしていただければ競争できる可能性はありますが、地元でも5億円、10億円の工事施工実績のある事業者と、1億円、やっても2億円の事業者では、評定点をどうやっても競争できないというのが現状で無力感があります。ですから、評定点のアップをお願いしたいです。

【菅野委員】

労務単価が上がったことは喜ばしいけれども、困惑しているという表現がありますが、どういう意味なのですか。

**【個別事業者】**

労務単価が上がったので、今度は県の仕事も最低制限価格にかなり近いところでの競争になります。上がる前までは98%位でも落札できましたが、労務単価が上がったおかげで逆に難しくなりました。給料も上げなくてはいけないが、会社の経営状況が苦しいです。

**【伊藤委員長】**

時間となりましたので、これで個別事業者からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(個別事業者 退席)

**【伊藤委員長】**

ここから公開での議事となりますので、先ほどの個別事業者について発言される時は、会社名を出さないようにしてください。なお、資料5につきましては、事務局で回収してください。

《非公開審議終了》

〈以下、公開にて審議〉

**【伊藤委員長】**

次に「各委員の意見交換」に移ります。どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

**【影山委員】**

今日の意見聴取を聞くと、どちらかという協会団体と県との連携というのが意見として多いですね。業界と県が定例的な会議を持ち合わせながら対応してきた経過があるのか、もしくは、今後そういったものに対して業界の意見を集約するような会議等を持ち合わせる御意向があるのか、結果的にはそういったことが入札不調の1つの解消にもつながるような気がしてならないなと感じたものですから、その辺の実態と今後の意見聴取についてのあり方などがあればお聞かせ願います。

**【建設産業室長】**

現在、不調が発生して以来、業界の方と県も含めた発注者で連絡協議会というのを設けまして、そこで情報共有をして解決するものは解決し、国の方に要望していくのは要望していくということで進めてまいりました。その中で様々な意見が出てきます。最近ではJV制度の拡充や、そういったところが反映されて、今年の大規模工事は順調に、不調0ではなかったですけれども、大部分受注されたという状況になっています。土木部におきましては、今年度、復旧・復興が目に見えるような形にするということで、年度当初に建設業協会さんと意見交換の場を設けているところでございまして、今後にも必要に応じてそういう対応をやっていきたいと考えてございます。

**【入札監理課長】**

協会団体とのこれまでの定期的な会合打合せにつきましては、ただいま建設産業室長から御説明しましたとおりでございまして、特に大震災後は建設復旧・復興連絡協議会を本庁と各建設事務所単位で設けまして、密な情報共有、意見交換を行って入札不調対策にそれぞれの御意見を踏まえて具体的な政策を講じてまいりましたので、そういった意味での連携強化というか、不調対策を少なくするための情報共有、意見交換等は行ってございます。これまでも定期的な会合も行っておりますし、震災を踏まえた入札不調対策に特化したような連絡協議会を設けて対応しているという状況は、先ほどの御説明のとおりでございます。

**【伊藤委員長】**

定期的というのは、大体どのくらいの頻度ですか。

【建設産業室長】

本庁におけます復旧・復興連絡協議会は、本年度は2回開催しております。地方ですが、本年度は浜通りの方で密度濃くやっております、不調があまり発生していない会津の方では、本年度は少ないですが0ではないという状況でございます。

【影山委員】

それはどこが窓口ですか。

【建設産業室長】

本庁に関しましては、建設産業室がまとめてございます。出先につきましては、各方部の建設事務所がヘッドになって実施してございます。

【伊藤委員長】

そういう業界団体と色々な形で情報共有、意見交換しながらやっても、なおかつこういう場でいろいろな要望が出るわけですね。多分、もともと県側としては、今の制度の元ではそもそも無理だよ、というようなことも結構出てきているわけですね。その辺をどう受け止めることができるか、受け止められないのかという問題なのかなという気がします。多分、受け止められるものは協議会等の中で受け止めて、いろいろな改革に繋がっていくと私は理解しておりますけれども、今日のお話を聞いていろいろな団体によってニュアンスなどが違うのですが、1つ言えるのは、実情にあった柔軟な対応をしてくださいということだと思います。そうはいつでもできないことがたくさんある、というのが県側の対応で、例えば、発注の平準化と色々な団体の方おっしゃいますよね。そうでないと、不調が出てしまう状況がなかなか変えられない。ですが、本当に変えられないことなのかどうか、あるいは法的な問題、規制の問題あるいは入札制度が持っている透明性であるとか公平・公正性を担保しなければならない、その辺を考えると、今の状況では聞き入れられない様々な要望があったのかなという気がします。

ただ、こういう緊急的な状況ですので、今日の御説明を聞いていて感じるのは、ちょっと抽象的な言い方になるかもしれませんが、県側、事務局側としては、一定の制約条件の元でなるべくベストを尽くしましょうということだと思います。お役所というのはそういうことだと思いますが、もう一步踏み出で制約条件自体が変えられるのではないかと、あるいは変えられる制約条件もあるのではないかとということまで一步踏み出ないと、多分不調はなかなか解消もできないし、いろいろな業界が怒っていて、要望とか不満もきっちり理解していただいて、できるものはできる、できないものはできないんですよと説明し納得していただかなければならないのではないかとこの気はします。

業界側としてみれば、いろんな制約があることはわかっているのですが、それを越えたところでなんとかやってくれというのが、多分彼らの主張、言いたいところなのだという気がします。

あとは元請下請関係の問題で、例えば先ほどの社会保険の問題にしても、社会保険をちゃんと入れようというのが県側の立場だったら、それをきちんと担保するような制度を作ってくださいよ、ということだと思うんですね。一方でちゃんと入ってくださいと言いながら、一方で必ずしも担保出来ないような現状になっていると、その辺のちぐはぐがあるのではないのでしょうか。

ちょっと抽象的な話で申し訳ないのですがもう少し。

TPPのことですが、2、3回前の会議でお話したのですが、先がかなり読めない状況だと思うのですが、今日、業界の方が事前にいろいろ準備をしておかないといけないよ、というようなことをおっしゃったのですが、どういうことになるのかわからないので準備のしようがない、というのも現状なのかなと思っております。ただ、黒船がやってくるようなものですから、どういうことが起こるのか予想

がつかない。ただ、起こったことについては、我々はちゃんと対応していかななくてはいけないということでもありますので、覚悟はしておかなくてはいけないという気持ちです。

【齋藤委員】

先ほどの法定福利費の話なのですが、別枠で分離するということはこれを具体的に先取りという、それは元請だけではなく下請、孫請けというようにそれをきちんとフォーマット化して守りなさいというように、行政指導とは言わないのですけれども、そういうような要請をする、規制をするということを、県としてはお考えになられるのでしょうか。それはそんなに難しいことではないような感じがしますけれども。

【建設産業室長】

先ほどの法定福利費の話ですが、結局下請業者が元請業者に見積書を提出するときに、法定福利費はどれぐらい入った形で見積を提出しますと出すように、標準見積書というものが今年の9月から定められて運用され、それについては私の方からも各業界へ、それから国の方からも業界に徹底してくださいということはやっていて、先ほど建設業協会からだったと思いますが、その辺は徹底してやっているというような発言もございました。そういった形で、徹底は図っているというところでもございまして、一方で、入札監理課さんの方で元下調査に行ったときには中身もチェックしているというような形で進めているところでございます。

【齋藤委員】

それはフォーマットとしてですね、その項目を分けるというか、内訳を明記するというようなフォーマットを作られているか、あるいはそういうものを作らないようにしているかということでも伺いたいのですけれども。それをその中に項目として一つの中に含まれていたのでしょうか。

【建設産業室長】

それは各業界団体で定めてございまして、もう大部分、99%近いところでこのフォーマットは定めて実行されています。

【齋藤委員】

別枠で、という意味ですか。

【建設産業室長】

別枠で明示した見積書を使ってやるのだということを、大部分の業界で定めてございます。

【伊藤委員長】

でも、先ほど下請けの業界は、今のフォーマットでは不満だというニュアンスでおっしゃってましたよね。新しいフォーマットはあまり御理解されていないということなのですか。

【技術管理課長】

先ほどの受注者の方は、たぶん発注者側が明確に福利費はいくらだ、ということを明示してはどうかということだと思います。先ほども言いましたように、物をつくる場合に私どもは、総価契約ということで、物ができていくらということ、その作業員が何人ということに対して福利厚生はいくらとかそこまで算出とかしていませんので、その辺の表示は今のところ難しい状況でございます。

【齋藤委員】

算出は、下請けなり孫請けなり、いろいろなところで算出するのだと思うのですよ。それを県が難しいとおっしゃるのは、よく理解できませんけれども。

【技術管理課長】



私の方では補助事業等をやっており、国の方の動きもありますので、その明示などはどうするのかといったことは、今後の国の動き等を見ながら考えていきたいと思えます。

**【芳賀委員】**

県の方で中身を明示するのは不可能だと思うのですね。例えば、現場管理費というものを1つとっても、これは積上げではないのですよね。いろいろな形の費目をプールしたものなのですね。ですから、ほとんど不可能な話だと思うのです。全ての一般管理費だって積上げではない。ですから、これを役所の方に求めるというのは全く困難ではないかと私は思います。

それから、先ほど専門工事業の方がおっしゃってありました賃金関係ですね。私の聞き違いかどうかわかりませんが、いわゆる賃金の中にいろいろな、例えば賃金のみならず、使っている器具だとかそういうものまで含んで、という話がありましたよね。賃金ベースは今の設計単価は一切そういうのを考えておりませんから、純粋に労務者に支払ったもの、という形でしか見られていないのですよ。そうすると、そこまで考えている専門工事業者と、最初から意見は一致しないわけですよ。

そういう問題もあると思うのです。先ほど意見提出の用紙を見ていたら、社会保険関係の費用や福利費の費用を上積みしてほしいとあるのですが、そのベースさえわからないですよ。これは全て一式工事です。ですから、その中のものが具体的にないと、その請求しているものが正しいのかさえ、元請も下請もわからないというようなことも、これから見て取れる気がするのです。ですから、ここでこの話をいくら論じていても結論は出ないだろうなと私は思います。

**【齋藤委員】**

建設工業新聞にその結果が載っていたので先ほどから見ていたのですけれども、社会保険未加入対策推進協議会で法定福利費を内訳明示した標準見積書の一斉活用を申し合わせたことに配慮し、社会保険料相当額を含めた請負契約を締結することなどを求めている。そう書いてあったものですから、それを受けて国交省に管理発注者に協力要請しているように書いてあったものですから、それは今すぐできないかは知らないですが、こういう方向に向かっているのかなと思ったのです。

**【芳賀委員】**

見積書等が出た中で、それが元請と下請という関係の中で、出てきたからわかりましたよということにはならない。つまり、常に双務契約の中で協議をする、そしてそれが妥当かどうかの疑義が出る。そして、建設工事の場合ですと、専門工事の1つだけではなくて、場合によっては5工種とか入っているわけですから、なかなかその辺も調整も大変だろうし、基本的には難しいと思います。ただ、率のなかで何%だったか忘れてしまったのですが、現場管理費ですと失格基準の問題で、その基準よりも会社は競争するために経費を落としますからね、そうすると必ずこういうことというのは100%でないといひきれないという問題が出てくるはず。元請が下請に100%払うという事はほとんどできない。現実問題として、そこをどう考えていくのか。

**【伊藤委員長】**

いくつか論点があるのかなと思ったのですが、そもそも法定福利費以外のものをきっちり見積ることができるのかどうかという問題と、別立てでそういうことを書いたとしても、その部分が本当に別立てで確保されて支払えるかというところではなくて、他の所がちよっと減らされて、その部分を増やすでは結局元の木阿弥ということになってしまうという可能性があるということですね。だから、元下関係の中ではそういうことも十分にあり得るということですね。いわゆる消費税みたいに全体に対して何%と決まっていれば明らかに払っていかねばならないものなのですが、必ずしもそうではない部分で

いろんな形で100%確保できるということにはならない可能性はある。ただ、こういう見積書が出てきたことは一歩前進できたかなという気はしますけれども。

#### 【芳賀委員】

私は、建設産業という立場で元下関係の適正化ということがとても大切なことだと思っております。そういう懇談会というのを立ち上げておまして、来月10日に理事会等を開催し、元下関係の適正化で大きなスローガンを掲げ、それをまとめて協会団体、業界に流そうということを予定していますが、ただこれも本当に、先ほどから言うように、例えば労務費を上げましたといっても現場経費の部分で上がるものと、直接工事費の中の人件費で上がる部分と2つある。直工費の中で上げる人件費というものの中で、今度の設計単価はその部分の社会保険料をみているはずですよ、そういうこともあるものですから、全てが全て論理的に解決されないと。

総合評価の件についても、評価項目を言うのは自由ですから、聞く方もまた柔軟性をもって聞かなくてはいけないのでしょうけれども、どんな形であっても総合評価は、結論は大きなある程度条件を満たせるような体質にある企業でないと駄目なのです。いくら見直しても順番が大きく変わることはないのです。そのところをどうしていくのかという大前提を県で考えるのか。しかし、業界の立場で言うのは大変難しさもあるけれど、これは業界が言っている1つのエゴですよ。どんなことやって必ず改善すればまたその問題も、例えばの話ですが、消防団の問題一つにしても上げろ下げろと、そういう話ですよ。ですから、例えば先ほど自己申告しなさいと、そしてこれは恣意が働くからおっしゃっていましたが、恣意が働かない方法もできるわけですよ、簡単に言ってしまうとこのベース以外からできたものはダメだと、役所で抑えればいいだけの話です。パフォーマンス的にはいろんなことが言えるし、やっているのだけれども、いずれにしてもこの問題については、建設産業のビジョンができた時に、不良不適格業者を落としていくのを原点にしてスタートしているはずですから、今の総合評価を私は優れていると思っております。ただ、いくつかの手直しや対応を、総合評価でどこからしていくべきなのか。ついては、地域においても先ほどの個人事業の方が1千万円未満とか云々、果たしてそれは総合評価がいいのかなという思いはありますけれども、そういう部分での見直しぐらいしかできないのが現実ではないのかなと私は思っております。

#### 【伊藤委員長】

総合評価方式の件で、先ほど自己申告的という話がありましたよね。今のやり方でいくと基本的に技術力などは客観的にしようがないですが、地域貢献とか社会貢献とかという部分は県が決めているわけですよ。こういうことを社会貢献、地域貢献という項目に含まれますと、それに合うように彼らは行動をするわけです。そういう事例は多分いくつかあると思うのですが、そうではなくその中に含まれないような会社独自の、地域独自のいろいろな社会貢献とか地域貢献をやっているのだから、その部分を認めてというのが御主張だと思いますが、それを恣意的ではなく客観的にやれる方法というのは、先ほど言われたように多分あるのではないかと。すべて社会貢献、地域貢献を県が決めた項目の中に納めようということ自体、ある意味ではちょっと県側の横暴というか、いろいろな地域とか会社でいろいろな現状によって、地域貢献の仕方とか社会貢献の仕方というのが当然異なる部分があるわけですから、その辺を考慮して酌んでということは、全く不可能な問題ではないような気はします。それも一つのあり方なのかという気はします。そのことと、もう一つは入札制度の合理性という、客観的にきちんとできるのかという少し相反する問題はあるとは思いますが、それも解決できない問題ではないのかなと思っております。

#### 【新城委員】

2つございます。1つは今の点ですが、私も恣意的になってしまうのではないかと回答がございましたが、恣意的にならないためにはどうしたらいいかというような発想はいかがかなと。基本的にはきつといい感じの総合評価だとは思いますが、何か改善点はないかなというところも検討していく作業は大事なものではないかと思えます。

もう1点は質問です。入札最低価格ですが2%上がりまして87%から92%ということですが、そのものによって、これは最低価格が90%とか92%とかあるのですが、それはどなたがどのように決めていらっしゃるのでしょうか。

**【入札監理課長】**

まず2点目の最低制限価格の設定につきましては、基本的には発注機関で、その一定の水準の幅の中で設定しております。工事については、予定価格の概ね87%から92%程度の水準で最低制限価格を設定させていただいておりますが、本県の場合は中小企業振興の視点でありますとか、さらにはスケールメリット、工法の改善、工夫によって工事規模が大きくなればなるほど、コストを削減できる可能性があるということで、基本的には小規模な工事ほど最低制限価格等の水準が高くなるように考慮して設定しているということで、発注機関がその水準の枠の中で設定しています。

先ほど委員長からも総合評価方式の評価項目の自己申告制については、恣意的でないやり方があるのではないかと、また、新城委員からも重ねて御意見をいただきましたが、我々が1つの方法として考えていますのは、全く真っ新な白紙の状態で業者さんが自己申告ということではなくて、今既に行っておりますように、選択項目ということで、今よりも選択肢を増やし、その中から業者さんが貢献している項目を選んで選択できる加点制度で、現在も行っております選択項目の項目数を増やす中での対応のようなやり方も可能かなと考えているものはございますし、ボランティア活動という項目が既にごございます。一定程度のボランティア活動については、この中で評価していくものもございますので、その他に具体的に業者さんが主張されるような、どういう項目があるのかを業界との意見交換会等を通じて情報を具体的に入手し、それを現在の評価項目に新たな選択肢で加えるのか、それとも独立の評価項目として設定するのも含めて、今後柔軟に検討してまいりたいと考えてございます。

**【田崎委員】**

自己申告のことについては、意見があったときから、自分の中ではどんなことなのだろうかなと思っていたのです。やはり自己申告となると、自分の事業を売りこみたい、優位性を持たせたいということで、それぞれのところで違った項目が出てくるだろうと思うのです。そういった場合に、どの項目が一番いいのか、順番はどうするのかということで、とても難しくなるのではないかなと思えます。ですから、現在の評価項目については以前見直しがされておりますので、その結果を少し見ないと、今すぐこうしろとかああしろというよりは、まず現在のそういったところで多少問題点がみられるのであれば、そういったところをチェックしていくというように、有効に活用しているのであれば、その点をもう少し伝えていただくといったことをしないと、やはり先ほどおっしゃったようにその業界で言うのは勝手なのだろうと思うのですよね。ただ、それをこちらで活用するとなるとすごく広範囲で難しいなと思いました。

**【齋藤委員】**

それをどのように取捨選択していくかという問題は別として、そういう要望があったことでもありますので、県、発注側からの独断ということではなく、現場から具体的にこうしてほしい、ああしてほしいということをお願いをもらって、それをテーブルに乗せて検討するというのはどうでしょうか。

**【伊藤委員長】**

それは先ほどおっしゃったのと通じるところですよね。

【入札監理課長】

そういう視点から柔軟に検討してまいりたいと考えてございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

【建築住宅課主幹】

(資料「福島県設計者・施工者一括選定型復興公営住宅整備事業について」により説明)

【伊藤委員長】

復興公営住宅を造るという意味では反対するものではありませんが、この方式を導入するということは入札制度そのものの問題ですね。つまり、今までの、従来どおりの入札制度ではなく、新しい仕組みを取り入れるということですよ。そのことについて、これは事後報告ですよ。既にやっているということですよ。少なくとも、時間的な問題もあるかもしれないのですが、事前にこういう方式をとるということは、この委員会に説明されるべきものだったのではないですか。

【入札監理課長】

確かに事後報告になってしまいまして、大変申し訳ありません。前回の監視委員会の際に議題として上げる事を検討していたのですが、残念ながらその時点ではこのスキームが固まっていませんでしたので、本日の御報告になってしまいました。

一点だけ申し上げたいのは、確かに、従来は、この設計施工一括選定方式という手法は行なっておりません。設計は設計、施工は施工として分離分割発注を行なってきましたが、それを今回、先ほど御説明しました復興公営住宅の整備の加速化を図るために、一括選定するという事で試行したいということです。

一括選定するにあたっては、従来の公募型プロポーザル方式を活用させていただく中で、限りなく現行制度との整合性を図りつつ、多少、枠ぎりぎりのところになっている部分は、御指摘のとおりあるかもしれません。従来型の公募型プロポーザル方式の中で御説明した定量的事項、定性的事項を客観的な評価基準として公表した上で選定を行なう事によって、客観性、透明性、公正性を担保していきます。その中において、設計者、いわゆる建築士事務所と施工者の一括選定事務を行なうという手法です。初めての試みではありますが、我々としては限りなく現行制度の枠組みぎりぎりの中で、復興加速化を図るための一つの取り組みとして、試行する事になったということです。

本日、事後報告となったことについては、大変申し訳なく思っております。

【伊藤委員長】

細かい所がいろいろあって、指摘するところはたくさんあると思います。例えば、選定委員会で、客観的な選定が本当に担保できるかというような問題も含めて、これがプロポーザル方式にふさわしい公共事業なのかどうか等、いろいろあるのですが、復興を加速化するという意味では重要なことですし、この方法は効果があると思います。ただ、後になって、これは不正を生む仕組みになってしまったよね、等といったようなことが起こらないように十分配慮していただきたいと思います。少なくとも、普通の入札制度よりは、そういう可能性が少しは高いものであることは間違いないと思います。

【齋藤委員】

今の件に関してなのですが、今朝の産経新聞で気になって持ってきたのですが、今おっしゃったのはシステムというかスキームというのは、コンストラクションマネジメント方式というのとは違いますか、それとも同じものですか。

【入札監理課長】

違います。異なります。

【齋藤委員】

一括発注方式だということと復興を加速するということと、ちょっとツープイするものがあるものですから少し気になったわけです。復興加速というのは非常に今喫緊の課題ですから、それは結構なことだと思うのですが、この新聞の記事にもあるように談合助長の懸念があると、それは誰もが懸念するところではないのかなと思ったものですから、一言申し上げたいと思いました。

【伊藤委員長】

その他、事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整のため、皆さまのお手元に12月分、1月分、2月分の日程確認表を配付いたしました。2月分につきましては、現在わかる範囲で結構です。

御面倒でも11月19日火曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

【伊藤委員長】

その他、事務局から何かございますか。よろしいでしょうか。

なお、本日の意見聴取の結果については、今後の入札制度の検討に活かしていかなければならない課題であると認識しておりますので、事務局の方で要約して各委員へ配付してください。

本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第45回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。